

第6回岩手県東日本大震災津波復興委員会

(開催日時) 平成23年8月5日(金) 13:30~15:43

(開催場所) エスポワールいわて大ホール

- 1 開 会
- 2 新任委員及び新任オブザーバーの紹介
- 3 議 事
 - (1) 報 告
 - ア 県民意見の聴取等の実施状況について
 - イ 専門委員会の開催状況について
 - (2) 審 議
 - ア 復興基本計画(案)について
 - イ 復興実施計画(案)について
 - ウ その他
- 4 その他
- 5 閉 会

委員

朝倉栄(田沼征彦委員代理出席) 石川育成 伊東碩子 植田真弘 遠藤洋一
小川惇 桑島博 佐藤泰造 杉本功陽(大井誠治委員代理出席)
多田秀彰(福田泰司委員代理出席) 田中卓 中崎和久 野田武則 平山健一
藤井克己 三浦宏(長岡秀征委員代理出席) 元持勝利

オブザーバー

佐々木順一 千葉伝 熊谷茂則(工藤栄吉オブザーバー代理)
及川隆(村上明宏オブザーバー代理)

1 開会

○小野復興局企画課特命課長 それでは、ただいまから第6回岩手県東日本大震災津波復興委員会を開催いたします。

初めに、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は、委員19名中13名の御本人出席、4名の皆様に代理出席をいただいております。過半数となっております。岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱の規定によりまして、会議が成立していることを御報告いたします。なお、野田委員につきましては少々遅れて御到着されるとの連絡をいただいております。

2 新任委員及び新任オブザーバーの紹介

○小野復興局企画課特命課長 それでは、委員及びオブザーバーの方の変更がございましたので、御紹介いたします。

岩手県農業協同組合中央会において会長の改選がございました。本日は、代理出席となっておりますが、岩手県農業協同組合中央会会長の田沼征彦様に今回の委員会から委員に御就任いただいております。また、人事異動に伴い、国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所所長、工藤栄吉様に今回よりオブザーバーとして御参加をお願いしております。工藤様は、本日、御都合により欠席となっております。

それでは、ここからの委員会の運営につきましては、要綱の規定によりまして委員長が議長として進行することとなっておりますので、進行を藤井委員長にお渡しいたします。藤井委員長、よろしく願いいたします。

3 議事

(1) 報告

ア 県民意見の聴取等の実施状況について

イ 専門委員会の開催状況について

○藤井克己委員長 それでは、会議次第によりまして議事を進めてまいります。

議事の1、報告につきまして事務局に資料の説明をいただき、後で一括して質疑をお受けしたいと思います。

まず、県民意見の聴取等の実施状況についてでございます。順に事務局から御説明をお願いいたします。

○大平復興局企画課総括課長 それでは、資料1、県民意見の聴取等の実施状況についてでございます。

1番のパブリックコメントでございますが、6月9日に岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画案を公表して以来、6月21日から7月31日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、提案件数は378通、663件でございます。いただいた意見の中で、数が多いところでは、具体的な取組のうち「暮らし」の部分でございます。県立病院の再建等についての御意見等を初めといたしまして、「暮らし」が217件、そのほか防潮堤、建築制限等の「安全」に関する考え方95件、あとは「なりわい」の再生に関することなどがございます。全般的なものも含めまして663件でありまして、そのうち、全部反映、一部反映、計画案と同じような趣旨ということで、今回の資料3-1として御提案する復興基本計画案に反映させているものが約半数でございます。

次に、2の地域説明会でありますけれども、地域説明会は沿岸地区10カ所、内陸4カ所、合計14カ所で開催いたしました。出席者数は781名、質問数が126件でございます。特に出席者が多かったのが野田村、陸前高田市、大槌町等々となっております。

次に、裏ページであります。議会の特別委員会において7月29日付けで決定された復旧・復興に向けた御提言を、8月1日に知事に提出いただいております。提言の基本的視点といたしましては、「未来に向けた創造的復興モデル」以下5点でございますが、これについては全文を参考資料の2として添付してございます。概要版と全文が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、4番、女性の意見でございますが、女性との意見交換会を7月21日に開催しております。この開催の趣旨でございますが、復興委員会に女性の参画が少ないという意見も一部いただいております。そこで、本委員会の伊東委員と及川委員にもこの意見交換

会に入ってくださいまして、各分野で御活躍されている女性の方々との意見交換を行いました。最後に、参加者からの提言ということで、①、②、③の項目について御意見をいただいております。具体的な意見とその反映状況につきましては、後で基本計画の説明の際に御報告いたします。

次に、3ページ、若者との意見交換会ではありますが、岩手大学を皮切りに本日の盛岡大学まで、5つの大学で開催しております。これは本県の高等教育コンソーシアムの御協力をいただきました。また北里大学様からも御協力いただきまして、北里大学の学生との意見交換は相模原キャンパスへ出向いて行っております。

参加者からの主な意見といたしましては、ボランティアに参加した学生さんが多かったものですから、ボランティアの役割等について御意見をいただいております。そのほか専門委員等あるいは各分野の方々から意見いただいたものにつきましては、別冊として添付してございます資料4の64ページ以降を御覧いただきたいと思っております。

次に、資料2-1でございます。昨日、総合企画専門委員会を開催いたしました。この開催状況について御説明いたします。出席者は広田委員以外の6名の方の御出席をいただきました。

まず、基本計画案に対する主な意見としては、特に具体的な取組の中で、放射性物質の汚染について、県としてモニタリング及び除染をしっかりとやる必要があるということであります。そのほか三陸創造プロジェクトについて、エコタウン形成についての質問をいただきました。また、次のページであります。第6章に掲げる復興の進め方の部分で、文章が繋がらないという御意見もいただいております。これについては後ほど御説明いたします。その他でありますけれども、復興のスピードが遅いというのが現地での認識であると御指摘をいただいております。今は非常時であるということ認識すべきであり、岩手県版特区のようなものが必要ではないかという御意見もいただいております。

次に、実施計画案についてでございますけれども、被災地の状況を具体的に把握し、トータルに共有するのが重要である。あるいは資料2ページ「なりわいの再生」の部分の丸の2つ目に記載しておりますが、基礎的研究も重要であることから、地域の大学とも連携して実施すべきという御意見をいただき、実施計画案の文章の表現を修正いたしました。これについても後ほど御報告いたします。

実施計画案の主要な事業の部分でありますけれども、ソフト事業の終期の考え方について御質問ありましたので、これについても終期の訂正も行ってございます。あとは市町村の支援ということで、災害復興住宅について、特に御意見をいただいております。用地の確保などについて、県は市町村を支援すべきであるという御意見をいただいております。さらに、津波の伝承、アーカイブという考え方でメモリアル公園整備事業について具体的にもう少し書くことができないかということで、これについてもいただいた御意見を反映し、修正を加えております。

その他として、3ページでありますけれども、優先すべきものには力を入れて最後まで行うべき。また、モデル地区に集中投資し、その成果を他に見せていくべきという御意見。さらに、先ほどとも重複しますが、県が危機意識を高め、気持ちを引き締めて復興を進めるべきということでもあります。つまり、非常時という意識を常に持つようという御指摘であります。また、事業化に当たって、民間等から様々なプランの具体的提案が県に

寄せられているはずだが、それがどうなっているか、聞きっ放しになっていないかと御指摘もいただきました。これについては、提案にも色々なレベルがあることから、実用可能なものについては参考にしていきたいとお答えしております。また、いろんな意見をいただいておりますので、その目利きについては、産学官で構成しております「いわて未来づくり機構」において検討部会を立ち上げて、その中でお願いしていくというようなことについて御説明いたしました。

あとは、進捗管理については、10分野の次に記載している取組項目ごとに進捗管理することが県民にわかりやすいのではないかと御意見をいただいております。

総合企画専門委員会からいただいた御意見に基づき行った復興基本計画案及び復興実施計画案に関する具体的な修正箇所については3ページ、4ページに記載してございますが、これは後ほど、基本計画、実施計画の説明の中で御説明いたしたいと思います。

私からは以上で、次に津波防災技術専門委員会について御報告いたします。

○若林県土整備部長 それでは、私からは資料2-2について御説明いたします。7月4日に第4回の津波防災技術専門委員会を開催しております。その状況について御報告を申し上げます。

第4回津波防災技術専門委員会では、議題が2つでありました。1つは、岩手県における海岸保全施設の整備目標の考え方、資料2ページ目をお開きください。ここに考え方の基本というのを挙げておりますが、まず岩手県の整備対策の方向性であります。中ほどに、「この場合、海岸保全施設の整備目標は過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとする。」それから、まちづくりの方では、「概ね百数十年程度で起こり得る津波に対しては、防潮堤等のハード整備により生命と財産を確実に守る。」「過去に発生した最大津波、既往最大津波に対してはハード整備とソフト対策を組み合わせた多重防災型の考え方で生命を確実に守る」と記載いたしました。

一方、中央防災会議では、どういう記述になっているかということでございますが、また中ほどになります。「住民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設の整備などのハード、ソフトのとりえる手段を尽くした総合的な津波対策の確立が急務である。」「比較的頻度の高い一定程度の津波高に対して、引き続き整備を進めていくことを基本とすべきである。」とされております。また、国土交通省が主催しております第2回海岸における津波対策検討委員会では、こういう記述になっております。「基本的に2つのレベルの津波を測定します。頻度の高い津波は、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波。最大クラスの津波、これは発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波であり、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波。」となっており、本県・中央防災会議・国土交通省の3者とも基本的には同じ視点というふうにとらえております。

3ページ目をお開きください。それでは、今後各地区の整備目標を立てるに当たってどういう作業を現在しているかということでもあります。3ページ目に、まず検討の対象とする津波の痕跡高を整理しています。そこに対象津波がございます。それから、各対象津波の再現計算水位、それから平成16年に津波予測図をつくりましたときにあります宮城県

沖連動地震津波の水位を比較いたしましたして、すべての津波を比較いたしましたして既往最大津波及び既往第2位津波を選定しております。そこで、次にいきますが、施設高を試算するというので、既往最大津波を内陸部市街地に溢れさせないために必要となる海岸保全施設高、これを H_2 といますが、これをシミュレーションにより試算しております。次に、既往第2位津波を溢れさせないために必要となる海岸保全施設高 H_1 を試算しております。 H_2 と H_1 にほとんど差がない場合は、 H_1 と現施設計画高 H_0 の間の任意の施設高、これは既往第3位になりますが、 $H_{0.5}$ を想定しております。それから、4番目に、その後、海岸保全施設整備後の浸水範囲を試算しております。既往最大津波を施設高 H_1 及び現有施設高 H_0 の海岸保全施設整備後の既往最大津波による浸水範囲のシミュレーションを行います。市街地がどれぐらい浸水するかということ把握する目的であります。施設高 H_1 の試算において海岸保全施設の効果が小さくて、背後の土地利用に大きな制約が生じる場合は H_2 と H_1 の間の任意の施設高 $H_{1.5}$ を条件として浸水範囲のシミュレーションを行うということで、5段階に分けてそれぞれの地域で検討をいたしております。これが4ページになります。4ページの下であります、このような形で H_0 から現計画高あるいは現計画高と H_1 がもう既に同じという場合もございますが、概略的にはこういう並びになります。 H_1 をまず基本にしようではないかということが岩手県の基本的な考えであります。展望といたしましては、沿岸北部側は H_0 と H_2 は近い、高さが近い状況になります。沿岸南部側は H_0 と H_2 に大きな差があるという傾向にあります。

そこで、これを決めまして、資料1ページ目に戻っていただきますが、それを個別に当てはめて、今検討を始めています。陸前高田市、それから大船渡市で進めております。この際に、委員からの主な意見はここに記載しているとおりでありますが、丸ポツ2つ目に目標を完全に達成するまでには期間を要すると思うが、一定程度の安全度を確保することは早急な課題であり、その一定程度の安全度をいつまでに、どの高さで確保するかを住民に公表すれば、生活設計ができるのではないかと。

それから、次に地元市町村は「守りたい地域」、「守れない地域」を指定すれば対策の検討もしやすいのではないかと。

それから、1つ飛びますが、経済活動、観光、景観等も考慮し、高過ぎる防潮堤は望ましくないのではないかと。

地理的状況によるが、もっと避難を優先させた対策を検討すべきというような御意見をいただいております。今後、順次それぞれの地域で検討を進めますが、8月9日に、第5回の委員会を開催いたします。

以上でございます。

○藤井克己委員長 どうもありがとうございました。今の報告では、パブリックコメントですね、県民意見の聴取等の実施状況についてという内容、それから専門委員会2つございますが、総合企画専門委員会、これは昨日の開催ということ。津波防災技術専門委員会、これは先月開催されていて、第5回の本委員会以降、これまでの2つの専門委員会の開会状況、そして内容報告いただきました。

平山委員がこの2つの専門委員会に出ておいでですから、補足されることありましたらお願いいたします。

○平山健一委員 昨日の総合企画の専門委員会の意見について、2点ほど改めてというか、

重ねて注意を喚起したいと思います。1つは、基本計画案・実施計画案につきましては、本当に事務局はよくやっていただいて、うまくまとまっているのですが、この事業を推進していくときの意識について意見が出されました。先ほども御説明ありましたが、今は平時とは違うのだ、非常時の心構えで進めてほしいという点です。ですから、岩手県版の特区を考えるとという形での提案があったのです。行政手続の簡素化とか、地元優先発注とか、商工業の支援、貸し店舗、貸し工場、そういうものも積極的にやって欲しい。そのような機運を、意識を高めて進めてほしいということがありました。これは非常に印象に残りましたので、重ねて話させていただきます。

それともう一点ですが、これまで県に対して災害復興のために研究者や民間の企業などから様々な提案をいただいてまいっております。それに対して県がどのように対応してきたかと、ちょっと見えないところもあったわけですが、例えばがれきなどは、既に1次補正で予算がついているのですが、なかなか進まない。だけれども、よく考えてみると単に環境生活部の話ではなくて、エネルギー等の電力にかかわったり、埋め立ての材料になったり、あるいは建材になったり、希少金属のもとになったり、進め方もPFIとか様々な形態があって、一つの部局ではなかなか進まないのはわかりましたけれども、そのことについて昨日意見が出ました。先ほどお話ありましたように、「いわて未来づくり機構」には経済界の人なども参加していることから、これらの人を含めながら様々な提案に対して取組を進めていくことは、非常にいいことだということで重ねてお話をさせていただきます。ただ、中身がわからないので、未来づくり機構では、どんなことを具体的にやられる予定なのか、もしわかればお話をいただきたいと思います。

○藤井克己委員長 では、事務局より補足していただけますか。

千葉政策地域部長。

○千葉政策地域部長 政策地域部の千葉でございます。先般の未来づくり機構のラウンドテーブルにおきまして、新しい部会といたしまして、いわゆる公募提案の実現に向けた検討部会を新たに創設させていただいたところであります。この部会では、1つは県外あるいは国外から寄せられます、想定されますいろんな提案につきまして、いわゆる産学官の関係者で内容を確認し、必要なコーディネートを行い、被災市町村の方への取組につなげていくということが考えられるところがございます。あわせて企画提案の中に、やはり一定程度お金がかかる調査とか研究とかというものが想定されますので、それについては、良い提案については実現に向けて、いわゆる資金協力団体等を募りまして、それでマッチングさせまして、そういう企画提案も実現させるということを、現在、企画委員会、作業部会の方では考えているところであります。

まず内容が、どういう形で進むか、学術系のものとか、あるいは芸術系のものとか、いろんなものが想定されますので、現在、その部会員の人选について、鋭意進めているところであります。この件につきましては、御協力したいという方々の申し出もありますし、また中央省庁でも関心を持っていただいているところもございまして、何らかの支援ができればというお話を私も伺っております。したがって、まずできれば早目に部会を立ち上げて、どういう仕組みで対応していくか議論をし、コーディネート作業等に入っていきたいと考えているところでございます。

○藤井克己委員長 どうもありがとうございました。がれきの処理に見られるような産学

官挙げての取組ですね、未来づくり機構を中心としてそういう試みも始まっているということですが、平山委員から補足がありましたように非常時であるということの意識の再確認ですね、県版特区のような考え方も必要なのではないかと、そういう御指摘でございました。昨日の総合企画専門委員会ではこのような意見交換がなされたようでございます。確かに考えますと3月11日の発災後、ほぼ5カ月たちましたので、何となく一服感という失礼ですけども、一山越したようなそういう気持ちでいるような、そういうところが出てきてはならないなと思います。

ほか、何か皆様の方から御質問等がありましたらお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「なし」の声

○藤井克己委員長 それでは、これまでの御報告ということですので、また議題の内容に関する事は審議事項に関連して御紹介があるかと思えます。

(2) 審議

ア 復興基本計画（案）について

イ 復興実施計画（案）について

ウ その他

○藤井克己委員長 それでは、報告を終えまして、2の審議に入ります。本日は復興基本計画全体が審議の対象となっております。復興基本計画案は前回の6月ですけれども、決定しておりますが、その後のパブリックコメントや、色々と紹介ありましたように地域説明会、それから女性の方、若者への説明会での意見を受けて修正を行っております。修正内容については事務局から報告を申し上げますが、変更した部分を中心に説明をお願いしたいと思います。

まず、復興基本計画案について事務局から説明お願いいたします。

○大平復興局企画課総括課長 それでは、資料3-1、復興基本計画案について御説明いたします。資料3-2ではパブリックコメント等がどのように反映されて、基本計画案の記載内容がどう直っているかというところを示しております。資料3-3には、具体的なパブリックコメントの意見などについても記載しております。なお、先ほど御報告漏れでございましたけれども、パブリックコメント結果の公表については、現在作業を進めております。非常に件数が多いございまして、ページ数で116ページくらいの厚いものになっております。できればお盆明けくらいにはインターネット上、県のホームページで全項目について公表いたしたいと思えます。

それでは、復興基本計画案の修正箇所を中心に御説明いたします。恐縮ですが、座らせていただきます。資料3-1、表紙でございます。復興基本計画案の副題の部分について、6月策定段階では「ふるさと岩手・三陸の創造に向けて」と書いてございましたが、自らが目指す姿そのものずばりを書くべきということで、「創造」で切っております。

次に、目次でありますけれども、資料をめくっていただきまして目次であります。全体の構成は変わってございませぬが、第4章の2、主な取組内容の《「なりわい」の再生》の2つめを商工業としております。前段階では「経済産業」となっていたございまして、経済産業の概念が広いこと、「水産業・農林業」とのバランスもありまして、「商工業」に

修正いたしております。

次に、第6章について、「復興に向けての連携等」を「復興の進め方」というタイトルに変えております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの2の計画の役割の(4)「岩手県としての復興の方向性と」とありますけれども、この文中の「国に対して、必要な復興事業の推進や支援を要請する計画」の部分で、「提案・要望する計画」に変えております。要請ではなく、具体的に提案・要望していこうということから修正しております。

次に、3ページ、4計画の期間の文章で頭の部分であります。「この計画は、」の次に、「本県における迅速な復興の推進とともに」を追加しております。

次に、5ページ、被災状況につきまして、1地震及び津波の概要のところ、震度6弱の部分に藤沢町と平泉町の2カ所を追記しております。本震のところ藤沢町が、余震のところ平泉町が、やはり同じように震度6弱でしたので追加してございます。さらに、表1中の津波の高さでありますけれども、現在、久慈の部分を追加する表現については、確認中であり、若干修正が行われることもあります。事務局においてここをどのような書き方とするか、今、検討しているところであります。いずれ、前は宮古、釜石、大船渡の3カ所でありましたが、県北の津波の記載がないということから、久慈港について推定で8.6メートルの記載をしております。ただ、データの並びが若干上の3点と異なりますので、それらの記載方法については事務局に一任をお願いしたいと思います。

次に、6ページ以下でありますけれども、被害の状況について、7月25日現在ということで、最新のデータに置きかえてあります。以下、これらが家屋被害等でも続いております。特に被災応急仮設、避難の状況など、あるいはライフラインの状況については、最大で何件あったかというような記載に修正してございます。

大きなところだけ申し上げます。次に、13ページでありますけれども、復興に向けたまちづくりのグランドデザインのうち、2の津波対策の方向性、(1)海岸保全施設、ア海岸保全施設の整備のところの「この場合」以下の文であります。先ほど津波防災技術専門委員会の報告にもございましたけれども、こちらの文言を「海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さ」というふうに修正してございます。

次に、あと細かい部分がございますが、省略いたしまして、22ページ、23ページの復興に向けた具体的な取組のところであります。1取組の体系のところ、「今後8年間」と書いてございましたが、今回は「計画期間における具体的な取組の内容」というふうに表現を修正しております。あと「なりわい」の再生のⅡの商工業は先ほど説明したとおりであります。

復興への歩み、23ページのところで上から2つ目、「安全」の確保のところの放射線の測定と監視、これが現在、短期のうちの短いところ書いてございますが、昨日の総合企画専門委員会で御意見をいただきまして、実施計画との整合性がとれていないということもございましたので、短期的な取組の全体にかかるところまで矢印を伸ばしたいと思っております。お配りしております資料は、短期のうちの3分の1程度までの線、矢印であります。これを短期の部分全部に引き直したいと考えております。

あと「暮らし」の再建のうち、下から2つ目、学校施設の復旧整備、児童生徒の心のサポートと「いわて復興教育」、これは学校教育の部分で主な取組ということで追加しているものであります。

次に、24 ページであります。24 ページの防災のまちづくりの緊急的な取組の最後の項目であります「原子力発電事故に伴う放射線量の測定など監視体制の充実強化及び放射性物質に係る健康不安の解消など安全対策の推進」、この項目について、前回の1次案から追加しております。放射線についての収束がなかなか進まない、被害が実際県内の畜産物などにも及んでいるというようなことからこの項目を追加したものであります。

次に、短期的な取組の下から3つ目の「津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった」の次に「道路」を追加しております。JRの前に「道路」を追加しております。

次に、25 ページであります。中期的な取組の最後の項目のところ、再生可能エネルギーのところの記載が弱いという県議会等の御指摘や、パブリックコメントでの御意見もありましたので、「本県に豊富に賦存する太陽光、木質バイオマスなど再生可能エネルギーを最大限に活用するとともに」ということで、「本県に豊富に賦存する」を追加いたしました。加えて、「再生可能エネルギーを最大限活用するとともに」と「防災拠点や住宅・事業所等が非常時においても」のところも追加して記載しております。これに伴って、復興への歩みでの表現も修正してございます。

次に、28 ページであります。交通のネットワークの短期的な取組の2つ目の取組の「復興道路として」というところに、具体的な道路名を記述しております。三陸縦貫自動車道の次に「三陸北縦貫道路」、「八戸・久慈自動車道」を追加しております。さらに、東北横断道釜石秋田線の次に「宮古盛岡横断道路」も追加しております。

次に、30 ページであります。生活・雇用の基本的な考え方の最後のところの「産業振興を図り」というところでもありますけれども、「女性・高齢者・障がい者・若者を含め安定的な雇用の場を創出する」ということを記載しました。これは女性との意見交換会で女性の就業の場、水産加工や商店などで仕事をしていた女性の就業の場がなくなっているというような御指摘もいただきましたので、こちらに例示として、特に書かせていただきました。

次に、33 ページであります。33 ページの「暮らし」の再建のⅡ保健・医療・福祉のタイトルでありますけれども、「保健医療」というところを「保健・医療」ということで、3つのものを並列に書いております。あとは概要のところでもありますけれども、網かけした部分でありますけれども、「被災者の心身の健康を守るため、被災した」の次に「病院や診療所等の医療提供施設及び高齢者・障がい者(児)福祉施設、保育所等」ということで、具体的な例示の追加をしたものであります。

次に、34 ページのところの中期的な取組の下から2つ目でもありますけれども、「高齢者等の要援護者」の「等の要援護者」を追加しております。さらに、その次の「安心して生活できる」と「地域包括ケア」の間に「保健・医療・福祉の連携による」を追加しております。

次に、35 ページ、短期的な取組の2つ目ところで、「子どものこころのケアセンター」に名称変更しております。中期的な取組の一番上に「行政や公的団体等の取組に加え、地域のボランティア等」とあります。ここは「行政や公的団体等の取組に加え」の部分を追

加したものであります。これも女性との意見交換会で地域のボランティアだけに頼るのではないという御指摘をいただきまして、追加したものであります。

同様に、次の行では、口腔ケアも肺炎等を防ぐために重要な取組であるということで、「健康づくり」の次に「栄養、口腔ケア」を追加しております。

さらに、最後の項目の「ひとり親家庭等の生活の安定に向けた自立支援」についても女性との意見交換でいただいた御意見をもとに追加しているものであります。

次に、37 ページ、教育・文化の緊急的な取組の、いわての学び希望基金の説明文でありますけれども、「津波震災孤児」という表現から「大震災津波により親を失った児童生徒」というように具体的に「児童生徒」と記載をしているものであります。

さらに、復興への歩みの中で、真ん中の「学校施設の復旧整備と通学手段の確保」、「防災機能を強化した学校施設整備の推進」についても復興の歩みに特に書いたものであります。

次に 38 ページであります。38 ページは文言の修正が幾つかございます。概要欄の網かけに部分で、「芸術文化」を「文化芸術」と修正しております。これに伴い、短期的な取組等の表現も修正しております。文章表現も修正しているものもあります。特に2つ目と4つ目の項目、「文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供による被災者等の支援」と「地域における文化芸術活動への支援」は追加しております。さらに、その次の項目の「被災地域の復興に係る開発事業との調整」の部分を追加しております。

さらに 39 ページ、地域コミュニティの基本的な考え方の「また」以下の部分は文章を分かりやすくするために、「また、被災地域等の住民、NPO、企業など『新しい公共』の担い手が主役となって市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援する」と、文言を整理しております。

次に、40 ページであります。短期的な取組の2つ目の項目、「新しい公共の担い手」、次の項目、「伝統文化等地域資源」、これらは中期的な取組から短期的な項目に移行したものであります。

次に、45 ページであります。45 ページの緊急的な取組の最後のところに、「放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進」を追加いたしました。

さらに復興への歩みの表でありますけれども、昨日の専門委員会で水産物の水揚げ状況のところが短期的な取組の記載ではないかという御指摘をいただきました。これについては、矢印は短期からスタートしておりますが、文言が中期に表示されていることから、分かりにくい状況となっており、この解消のため、文言を矢印の左側に持って行くと、短期的な取組でスタートすることがわかるように修正したいと思います。

以下 48 ページが農業の部分で、水産業と同様に緊急的な取組に放射性物質の部分を追加したものであります。なお、放射性物質等に関する取組が復興への歩み、矢印部分に入っていないとの意見もいただいておりますが、復興への歩みには取組内容のうち主なものを記載してございますので、全項目が矢印として入っているものではございません。

次に、50 ページでありますけれども、商工業の部分の緊急的な取組の最後の部分は、先ほどと同様であります。上に戻っていただきまして、基本的な考え方の「また」以下の部分には「沿岸地域と内陸地域との連携による」の段落を追加しております。

次に、52 ページでありますけれども、ものづくり産業の新生の部分の緊急的な取組は先

ほどと同じように放射性物質に関する取組が追加されております。さらに、中期的な取組の部分でありますけれども、3つ目の項目で「産学官連携による産業人材の育成や」の次に、国際リニアコライダー計画について、国において支援の動きも見られるということや誘致活動を活発にするということから、「国際リニアコライダー（ILC）の誘致など」を追加しております。

なお、「国際リニアコライダー」のように横文字が多く、わかりにくいという御指摘もありますので、計画の最後の部分に用語集をつけております。後で御参照いただきたいと思っております。

55 ページの観光でも放射性物質に関する取組を追加しております。そのほか 56 ページ以下の取組項目一覧にも若干修正がございますが、これらについては読み上げを省略させていただきます。

次に、69 ページ「三陸創造プロジェクト」であります。県議会からも創造というような表現がないという御指摘も頂戴しております。パブリックコメントなどでも未来に向かっての明るさという部分がちょっと弱いのではないかというような御指摘もいただいておりますので、三陸創造プロジェクトで、具体的な書き込みをしております。まず、69 ページの表の部分でありますけれども、横断性、創造性、独自性、長期性、多様な主体との連携ということで、三陸創造プロジェクトの特徴を記載したものであります。

以下 70 ページからが各項目であります。70 ページが国際研究交流拠点形成プロジェクトで、海洋研究拠点、国際防災研究拠点、素粒子・エネルギー研究拠点の項目、これらをプロジェクトとして仕上げていくということで具体的な書き込みを行ったものであります。なお、これらについては県から国の復興構想会議に9つの岩手の復興特区ということで提案しており、これは8番目の国際科学技術研究特区に関連した項目になります。さんりくエコタウン形成プロジェクトについても同様に復興構想会議で提案しているものをベースにしております。タイトルといたしまして、環境共生の次に再生可能エネルギー分野として、「再生可能」という部分を追加しております。展開の方向は、イメージ図に書いてあるとおりでございます。昨日の委員会では、これらが具体的場所をイメージしているのかという質問がございましたけれども、具体的なところをイメージしているものではないということで回答してございます。一部プロジェクトでは既に動き出している部分もございまして、これらについては三陸地域をはじめ、全県的な取組が必要と考えているものであります。

次に、72 ページ、大震災津波伝承のまちづくりプロジェクトです。これは昨日の専門委員会でも御意見をいただきましたが、津波資料館、アーカイブセンター、復興公園、復興公園はメモリアル公園と重なるところはありますけれども、津波を伝承する復興教育あるいはメモリアル公園などのプロジェクトでございます。

次に、三陸産業振興プロジェクト、73 ページと 74 ページであります。これらは現在取組が行われておりますコバルト合金や、様々な農林水産業の資源などにより新産業を創出していくという取組でございます。

次に、75 ページが新たな交流による地域づくりのプロジェクトであります。世界各地、全国から様々な支援が行われておりますので、それらのつながりをさらに広めて交流人口の拡大などに結びつけていく、あるいは平泉の文化遺産や新しい国立公園の構想などとも

連携して交流人口を拡大していくというプロジェクトであります。

次に、76 ページであります。第6章の復興の進め方でありますけれども、これらのうち、1の(2)内陸市町村との連携の2段落目、「こうした中、内陸地域の」というところについて、昨日の専門委員会で、(2)の前段部分と後段部分がつながらないという御指摘をいただきましたので、事務局の修文案といたしましては、「こうした中」を「このように」として、次の「内陸地域」から次の行の「及んでいることから」までを削除したいと思っております。従いまして、「このように、復興に向けては沿岸地域と内陸地域の連携により」というような文章に修正したいと考えております。

次に、76 ページの下の段であります2県民、関係団体という項目の一番下の「また」以下のところでありますけれども、「被災に伴い、地域や職場」から始まる4行を追加したものであります。これは災害弱者あるいは社会的弱者を社会で包み込むというソーシャル・インクルージョンという考え方でございます。これは、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」でも言われておまして、女性や高齢者、障がい者、子供、若者、外国人県民等の視点も含めた社会的包摂の観点に立った取組を図るということです。「社会的包摂」についても96 ページの用語集で解説してございます。御参照いただきたいと思います。

最後でありますけれども、78 ページ、復興財源の確保、6番であります。この6番の項目は全文追加したものであります。これは国に対する具体的な財源の要望を行っていくこと、あるいは使いやすい復興一括交付金のようなものを要請していくということをはじめ、さらに県といたしましても県の独自財源であります、独自課税の「いわての森林づくり県民税」及び「産業廃棄物税」を、制度趣旨に基づく範囲で復興のために活用していくという、県の自助努力についても記載したものであります。

以下推進体制などの附属資料についても修正箇所はございますけれども、読み上げは省略させていただきたいと思います。

主な修正箇所は以上のとおりであります。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。まずは資料3-1ですね、前日も御議論いただいたわけですが、復興基本計画、これについて、パブリックコメントあるいは各種の委員会、懇談会、これらの意見を踏まえての修正を中心に御説明いただきました。今の報告につきまして何か委員の方から補足等ありましたらお願いしたいと思いますけれどももちろん御質問でも結構ですけれども、いかがでしょうか。先ほどの話ですと女性の方との意見交換会があったようですが、いかがでしょうか、御質問等がありましたら。

○伊東碩子委員 復興計画にかける女性の視点としますと、現在色々な特徴を持った女性の組織が県内にあるわけですが、これらの女性グループの集まりを持つことにより、さらに確実な女性の視点が見出せるのではないかなと思、この委員会にもずっと出席してまいりました。早速に岩手県担当局で、今、御説明いただきましたように、7月21日に女性意見交換会を開催されました。とてもうれしく思っております。そして、今日説明のあったような修正案になったということでございます。女性意見交換会の当日は、大小様々な、多くの貴重な意見が交換されました。そして、それを今御報告いただきました基本計画案の3点でございますけれども、まず、30 ページの生活雇用の部分の最後の行のところ、次に35 ページの中期的な取組の1つ目の項目と4つ目の項目、そして3

点目として 76 ページの 2 項目め、県民、関係団体、企業、NPO を高等教育機関など県内外の多様な主体との連携の最後の 4 行に、このように意見交換会の結果が集約し、盛り込んでいただいたということで、この案を今私なりに読ませていただいたところでございます。

1 人、2 人の復興委員だけでは、なかなか女性の意見の反映はここまではいけなかったと思います。この意見交換会は大変貴重なものであったと、ありがたく思っております。

また、この大惨事におきまして、私は女性の権利の主張というのではなく、人として復興にかかわらなければいけないと強く思っておりますので、今後も色々な場面での女性の起用をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。今日は及川委員は御欠席ですので、伊東委員から代表して御紹介いただきましたけれども、先ほどの地域説明会に加えて各層からの意見を聴取するというので女性との意見交換会が 7 月 21 日にありました。資料 1 の 2 ページ目でしょうか、ここに出された提言を早速踏まえて、先ほどの数カ所ですね、基本計画の中にも修文というよりもかなりの項目で補足されているという、ソーシャル・インクルージョンという、私も初めて聞く言葉なのですけれども、そういう言葉で各層から、特に弱者ですね、女性のみならず弱者の意見も取り入れるという表現がされているようです。

あと気がついたのは放射線についてです。この間、目を離すことができない状況となってきた放射線に関する記述がいろんなところで見受けられたかと思えます。

ほかいかがでしょうか、修正点のみならず何か前回以降お気づきの点等ありましたらお願いしたいと思います。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤洋一委員 ただいまの女性に関するお話とも関連すると思えますけれども、4 点ぐらい感じたことをお話させていただきます。

まず災害弱者、要援護者と、様々に言われておりますけれども、この方々に対する減災という考え方について考えております。先月の末に岩手県教育振興基本対策審議会というものが開かれまして、その席でも委員の方々から、被災後の障がい者の方、あるいは小さな子供さん、保護者の方々について、もちろん心のサポート等も大切だけれども、このような方々に対する対応はどうなっているのかというような御質問といたしますか、御意見が様々ありました。既に御案内のことと思えますけれども、阪神・淡路あるいは中越の大震災の際には、被災後に御家庭において高齢者の方々がたくさん犠牲になったという経緯もございまして。今回県では色々な方々の御意見を踏まえて様々な取組や事業を組んでいただいておりますけれども、現在、復興計画あるいは実施計画の構成事業において、要援護者といえますか、特別支援が必要な方々に対する手当ては十全だろうか、ちょっとそんなふうな疑問を持ちました。

私は 2 回目のこの委員会で減災に対する考え方について、ペーパーに基づいてお話させていただきました。今回も「防災のまちづくり」においては減災という考え方が基本的に示されておりますが、復興過程における様々な手当てによっても減災が可能となるのではないかというふうに思います。それについて今回どんな形で手当てがされてきているのか、

本日も様々追加の御説明等もあり、かなりきめ細かい形での対応があるのではないかと思います。基本計画の中で、第2章では復興の目指す姿で「被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する」と、あるいは「防災のまちづくり」では、例えばユニバーサルデザインとか、また、先ほどもお話がありましたソーシャル・インクルージョンというような観点も追加していただいておりますけれども、それらの考え方がどのような形で、現在までの復興計画の各事業に反映されているのだろうかという点についてお伺いしたいと思います。

また、先ほどお話ししましたが、阪神・淡路の大震災の際には高齢者の方々が注目されたわけですが、復興格差ということも言われます。その結果、社会的な排除、インクルージョンの反対みたいな状況も出てくるのではないかという気もします。今回の岩手県の場合には復興過程において、今までと違ったような形で要支援というか、心配のある方々が現れるかもしれません。もし全国的なといいますか、ほかの県とも関連するようなものであれば国に対しても新しい法律、立法も要請する必要があるのではないかというふうにも思いますけれども、その点について事務局のお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

2点目です。6章の「復興の進め方」、今回タイトルが変わったのですが、76ページ、77ページ、78ページのところで、77ページにはイメージ図があります。いろんな分野の主体の方々と連携の具体的な取組、これがもう一つ見えないような感じもいたしました。あるいは三陸創造プロジェクト等を進めるに当たって、いろんな方々の連携がより深くなっていくのかもしれませんが、先ほどの未来機構等々の組織の活発化により具体化するのではないかとも思われますけれども、現段階で多様な主体との連携の仕組みについての考え方、展望といいますか、具体的取組方策等、もしお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

3点目、三陸創造プロジェクトの中にもありますけれども、今回の「津波伝承まちづくり」の中で津波資料館というものが掲載されております。大学とも連携し、災害の記録の収集とか、あるいは防災情報発信、さらには地域リーダーの育成というようなことがうたわれております。今後、多分各被災者の方々あるいは支援に当たられる方々が様々な記録、情報を残してゆかれると思いますし、あるいは復興誌みたいなものもまとめられるのではないかと思います。ただ気になったのは現段階では三陸創造プロジェクト、69ページでは「早期の着手を視野に磨き上げを行う」というようにしか記されておられません。

また阪神・淡路の話で恐縮ですが、阪神・淡路の際には、これに関連する動きとしては、神戸大学の附属図書館では同じ年のたしか10月ごろにはデジタルアーカイブ・「震災文庫」というものを立ち上げて現在までかなり整備されて、データの蓄積があるようです。これも何回も申し上げておりますアーカイブセンターとしての「人と防災未来センター」、これは国の復興特定事業の一つとして構想されたものですが、開設までに7年間の時間がかかっております。今回、完成までの間に貴重なデータ、記録みたいなものの散逸の危険性がないのかという心配があります。完成までの間に各資料の収集とか、保管とか、これについてのお考えがもしありましたらお聞かせいただければと思います。

最後にもう一点ですが、これも全体にかかわります。前回もちよっとお伺いした

のですけれども、全体の計画の進行管理については、マネジメントサイクルというお話もありましたし、フォローアップの仕方みたいなものも組み込まれているとは思いますが。阪神・淡路の例ですけれども、阪神・淡路の場合は 10 年間の計画で、5 年目の段階でかなり大きな見直しがあったというふうに記憶しております。研究者や海外の専門家の力も交えて検証作業がなされ、それに基づいて新しい計画を進められ、最後の 3 年間についてもまた詳しい見直しが行われております。本県の場合には、3 期ごとの実施計画という形でプログラムが組まれているのだと思いますけれども、その作業においても、もし必要があればいろんな検証とか、フォローアップの組織みたいなものを活用させながら、特に災害弱者といいますか要援護者の方々が、復興過程において苦しい状況に陥らないような工夫を行いながら取り組んでいただければというふうに思います。

以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。4 点ほど質問・御意見が出されました。すぐ答えていただけますか。では、よろしくをお願いします。

○小田島保健福祉部長 保健福祉部長でございます。1 点目の要援護者、災害弱者の方々に対する対応と、今後の対応の仕方についての御質問でございました。今回、特に高齢者の方を中心といたします要援護の方々におきましては、入所施設も被災をされましたので、入所された方々につきましては、県内の他の施設への移送を行いまして、必要な措置が受けられるようにしたところでございます。

それから、通所されていた方々につきましては、例えば避難所にお入りになったり、あるいはその他のところに避難されましたが、他県から色んな応援チームが入り、医療あるいは福祉的なケアを実施したり、保健師などによる被災者の状態に応じたきめ細かな保健指導や栄養指導などができるように手当てをしてきたところでございます。障がい者の方につきましては、障がい者の相談の支援チームなどとともに心のケアチームも入り、介護あるいはメンタル的なケアを行ったところでございます。今後におきましては、新たな災害が発生した際にそういう措置をきちっとしていく必要があるということで、今後の地域包括ケアの仕組みの中で医療、保健、福祉の連携を進めていくほか、要援護者の方の対応をしていくということについて、基本計画の中でその考え方について述べさせていただいているところでございますが、より具体的には実施計画の事業で進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○藤井克己委員長 2 つ目の、復興の進め方。千葉政策地域部長をお願いします。

○千葉政策地域部長 政策地域部でございます。ただいま基本計画の 77 ページの多様な主体との連携のお話が出ました。

恐れ入りますが、ちょっと一例を御紹介したいと思いますので、大変恐縮でございますが、後ほど御説明することになります資料 5 - 2 の復興実施計画案の 79 ページをお開き願いたいと思います。ここに No.23 として新しい公共による地域コミュニティ支援事業というのが掲げてございますが、中ほどの事業概要 (2) のところでございますが、「NPO、企業など『新しい公共』の担い手が、行政などと協働・連携して地域課題の解決にあたり民間非営利組織が実施するモデル事業のうち、震災から復旧・復興に向けた取組に対し補助するとともに」という事業概要が記載してございます。これにつきましては、実

は昨年度末に国からこの新しい公共の支援に係る事業実施のための交付金をいただいております。基金を昨年度中に創設いたしまして、約1億4,000万円強でございますが、本年度のうち8,000万円を先日の6月県議会でモデル事業、支援事業として予算措置でお認めいただきまして、7月24日の日曜日ですが、宮古で公開プレゼンテーションのもとで新事業を決めたところでございます。この具体的な中身としましては、民間の非営利組織と、あと市町村あるいは振興局等が共同体を組みまして、各地域において復興に向けた様々な魅力的な取組について実施する場合に補助金を出すという仕組みでございます。内容としては、全部で14事業ほど申請があったのですが、9事業採択し、1事業を条件付採択、1事業を現在保留としているところでございます。この内容は様々な取組がございまして、現地での新しいイベントの創出のような具体的なものから、あるいは内陸部の方で様々な関係団体が集まりまして、沿岸部に向けていろんな仕組みとか、あるいはアイデアとか、そういうものを提供し、実際に一緒に取り組んでいくような仕組みの創設とか、様々なものがその中で取り上げられているところでございます。現在、支援金額について精査中ございまして、今、交付手続きを一部始めておりますが、例えばこういうふうな仕組みをつくり、事業を展開すると、こういうことが今具体的に取り組んでいる一例として御紹介をさせていただきます。

以上でございます。

○藤井克己委員長 2つ目の点はよろしいでしょうか。若林県土整備部長。

○若林県土整備部長 県土整備部でございます。2点私からお答え申し上げます。

1点は、防災のまちづくりの中で、減災という考え方がありましたけれども、基本計画案の13ページであります。これが基本的な考え方ということで、津波対策の基本的な考え方の一番下の段落、「再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりと防災文化を醸成し、伝承することを目指す」と、ここに全てのことを記載しております。つまり、忘れないで、これをとにかく引き継いでいこうということでもあります。具体的には被害状況や地域的条件、歴史文化、産業構造などに応じたその地域にふさわしい海岸保全施設、まちづくり、ソフト対策、これを適切に組み合わせようということで、多重防災型まちづくりを進めることで、被害をできるだけ最小化するという減災の考え方により安全確保を図るということです。被害実態を含めてそれぞれの地域すべて違います。よって、今現在津波防災技術専門委員会でどういう部分で安全を確保できるのか、いろんな分野からそれを詰めている段階でございます。そういうことで、市町村も含めてそれを現在検討中であるということでございます。

それから2点目、アーカイブの話がございました。72ページに東日本大震災津波伝承まちづくりプロジェクトの中に、展開の方向の一番上に津波資料館、アーカイブセンターという記述がございます。これを含めて県全体で何とかしていこうというお話を、ここにプロジェクトとして掲げておりまして、現在まだ構想段階ではございます。資料5-2、復興実施計画案の63ページをお開き願います。No.8にはメモリアル公園の整備事業というのがございまして、ここに事業の目的があります。「犠牲者を追悼、鎮魂するとともに震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、より安全で暮らしやすい地域をつくり上げていくための防災意識の向上等を『防災文化』として醸成し継承していく」ということで、あわせて地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園として整備していきましょ

ということで、事業概要の中に3つの柱を立てております。イメージ図であります、このような形でいろんなものを盛り込んだ公園を整備しながら、そこを拠点にしていきたいという構想を持っております。なお、今現在、各沿岸市町村とその調整を進めている段階でございます。

以上でございます。

○藤井克己委員長 遠藤委員の御指摘は、スピード感を持ってアーカイブセンターですね、資料収集などを行っていただきたいという趣旨だったと思います。ロードマップみたいなもの載っていませんのでね。

○若林県土整備部長 問題は、資料やデータ等をなるべく早く集める必要があるということだと思います。順次それは県でできること、それから市町村でできること、それから国の協力もいただかなければならないことございますので、それは順次進めてまいりたいというふうに思います。遅れることのないようにということでございます。

○藤井克己委員長 4つ目について、大平復興局企画課総括課長。

○大平復興局企画課総括課長 マネジメントの進め方でありますけれども、大きな流れといたしましては、今回の実施計画が3カ年、次が3カ年、その次が2カ年ということがありますので、その都度の大きな見直しは行います。あと事業のレベルでいいますと、国の予算のつき方などなどの大きなタイミング、通常であれば国の予算がつく年度、年度の区切りでマネジメントサイクルは回されていきます。

一方で、今回の復興の進め方でありますけれども、本委員会につきましては、その所掌事項の中で復興施策の推進に当たって必要な事項に関することという項目も当初から入れておりますので、この委員会などにおきまして具体的な推進について御検証あるいは御意見をいただいくということがあると思います。さらに、昨日の総合企画専門委員会の中で南委員から御指摘いただきましたのは、取組項目ごとに、基本計画の取組項目という単位で、10分野の次の取組、施策体系でいいますと取組項目別にどのように取組が行われていくか、県民にわかりやすく知らせていくのが重要ではないかという御指摘も頂戴しておりますので、具体的なやり方についてはこれから検討してまいりたいと思っております。

○藤井克己委員長 以上、4点の御質問に対する回答はよろしいでしょうか。遠藤委員から全体に関する視点の御指摘、御意見ありましたが、ほかはいかがでしょうか。各分野からの意見交換、地域での説明会。

どうぞ、小川委員。

○小川惇委員 今回、事前に資料5-2の復興実施計画というのが送られてきました。この内容を見ましたら、多重防災型まちづくり推進事業という項目が随分多く出ております。ところが、復興基本計画案の中には、確かに文章の中には多重防災型の考え方とかが出ておりますけれども、項目としては多重防災型まちづくりというものはありません。実施計画で非常に重要な事業であります多重防災型まちづくり推進事業というものをやはり基本計画の中でもちゃんと項目として打ち出しておいた方がいいのではないかと考えます。例えば、復興基本計画案15ページの「(1)まちづくりの視点」という項目を、「まちづくりの視点・多重防災型まちづくり」にするとか、または17ページの「表1防災のまちづくりのツール」というのを「多重防災型まちづくりのツール」としたらどうかという提案で

あります。

○藤井克己委員長 ここも後ほど資料5-2は御説明あるかと思いますが、基本計画と、実施計画との関係で多重防災型という表現が基本計画には余り見当たらないということなのでしょうか。考え方が盛り込まれていると思いますが。

○小川惇委員 ええ、考え方は盛り込まれていますけれども。

○藤井克己委員長 言葉が見えないということなのではないでしょうか。どうなのでしょうかね。
はい、平井復興局副局長。

○平井復興局副局長 多重防災型の考え方につきましては、基本計画の中で非常に丁寧に述べたつもりですが、確かに項目の頭出しといいますか、そういうところでは弱いところがございまして、例えば16ページの(3)について、「多重防災型まちづくりのツール」と修正するのはよろしいかと思っておりますので、そのように修正の検討をしたいと思っております。また再度構成をチェックさせていただきまして、多重防災型の考えを出せるところは出していきたく思います。

○藤井克己委員長 よろしいですか。今話題にもなりました実施計画ですね、資料5の並びですけれども、こちらにもちょっと話題が及んでおります。基本計画に関しましては、一旦ここで閉じまして、続きまして復興実施計画につきまして事務局から説明をお願いしてよろしいでしょうか、皆さんよろしいでしょうか。

「はい」の声

○藤井克己委員長 では、資料の説明をお願いいたします。

○大平復興局企画課総括課長 それでは、資料5-1、5-2に基づきまして御説明いたします。大変恐縮ですが、座らせていただきます。

資料5-1の実施計画案の概要でありますけれども、これは実施計画の中から主なものを取り出したものであります。最初の〔実施計画の概要〕のところは、具体的な実施計画の冊子の中の「はじめに」の1策定の趣旨、2計画の期間、3計画の構成の部分抜き出したものであります。本実施計画は、基本計画に掲げた施策や事業、工程表等を具体的に示したものであります。今回の実施計画は、第1期として策定するもので、対象期間は本年度から3カ年です。復興基本計画に示しました防災のまちづくり以下の10分野の取組ごとに、県が実施を予定している事業等を取りまとめたものであります。第1期は、いわゆる基盤復興期間として位置づけており、第2期は本格復興期間と位置づけております。第1期につきましては、復興の土台となる事業あるいは次の期間につながる事業を掲載しております。なお、計画策定時点で想定した事業が含まれておりますので、社会経済情勢の変化、主に国の予算等になるかと思っておりますけれども、そのようなもので必要に応じて所要の見直しを行っていくということでもあります。

事業の主な内容についてでありますけれども、安全の確保が72事業ということで、防災のまちづくりでは災害廃棄物緊急処理支援事業、多重防災型まちづくり推進事業などでございます。その中で、(仮称)の部分がございまして、広域防災拠点整備事業などは(仮称)となっております。

次に、2ページであります。交通ネットワークでは、主な事業は三陸復興道路整備事業であります。「暮らし」の再建は155事業が盛り込まれておまして、生活・雇用では

被災者台帳システム整備及び運用支援事業などなどであります。

保健・医療・福祉分野では、被災地医療確保対策事業、こころのケアセンター等の事業であります。

教育・文化は、いわて子どものこころサポート事業、あるいは3ページに記載してあります、(仮称)海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設整備事業、地域コミュニティにつきましても先ほど説明がありましたが、新しい公共による地域コミュニティ支援事業、市町村行政機能につきましても、行政機能回復支援事業、「なりわい」の再生は214事業でありまして、水産業・農林業分野では共同利用漁船等復旧支援対策事業等々であります。

次のページでは、農業の部分がございまして、その中では三陸みらい園芸産地づくり事業、商工業につきましても復興支援ファンド設立支援事業、観光はいわてデスティネーションキャンペーン推進事業などを掲げて、再掲含めまして合計441事業であります。

実施計画の冊子を御覧いただきたいと思っております。開いていただきまして、目次であります。その中で、大きな流れといたしましては、はじめに、本書の見方、施策体系、構成事業の概要と実施年度という構成になっております。これらの施策体系と構成事業の概要と実施年度、これ全部読み上げるわけにはいきませんので、表の見方を中心に御説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。施策体系で、まず分野が10分野がございまして。表といたしましては、3つの原則、「安全」の確保の下に、Ⅰ防災のまちづくり、Ⅱ交通ネットワークと書いてあるのが基本計画の10分野がございまして。その次の取組項目というのが先ほども説明いたしました、この10分野の次に来る項目でありまして、先ほど説明いたしましたマネジメントサイクルで管理していくのはこれがいいのではないかと、昨日の専門委員会から御指摘いただいたのは、この取組項目という単位でということでありまして。取組項目がそれぞれの分野ごとにございまして。さらに、構成事業が441事業がございまして、例えばということで災害廃棄物緊急処理支援事業の後ろに星印がついてございまして。これは53ページ以下の主要な事業に掲載しているものについて、このように星印を付けています。主要な事業は、43事業掲げており、県民に対してわかりやすく説明するようにしているものであります。

次の、例えば多重防災型まちづくり推進事業なども同様であります。これらの項目がそれぞれ取組項目ごとにあるということで、12ページまでが施策体系がございまして。

では、これらの構成事業の内容は、ということで、13ページ以下に構成事業の概要と実施年度を記載しております。

14ページをお開きください。構成事業の概要と実施年度ということで、3つの原則「安全の確保」、10分野「防災のまちづくり」、この取組項目の「災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり」にぶら下がる事業といたしましては、災害廃棄物緊急処理支援事業以下の事業がぶら下がるということでありまして。そのうち事業主体には、県が直接実施するもののほか、補助事業、支援を含む事業についてもこの中では項目として取り上げているものであります。県が関与しないものについては記載してはおりませんが、お金が県を経由しなくても、市町村に支援を行うようなものは含んであります。

次の事業概要でありますけれども、廃棄物処理法の規定により云々とありますが、こ

ここに具体的な事業の中身を書いて、さらにボリュームがわかるものについては、例えば廃棄物の発生量が 580 万トン、がれきの処理が 380 万トンとして記載してございます。事業費につきましては、現段階ではなかなか個々に推定するのが困難であること、あるいは国の予算がまだ明確でないということなどがございまして、事業費についてはこの実施計画には記載していないものであります。

実施年度でありますけれども、基本的には 23 年度から 25 年度というのが、この実施計画期間でありますけれども、発災直後から取組が行われていたものについては 22 年度の欄に一部表示がかかっているものもあるというような見方をさせていただければと思います。さらに、「H26～」というところに矢印が伸びているものは短期的な取組から中期的な取組につながるという意味でございます。なお、廃棄物処理支援事業のところに三角 P 55 と書いてあります。これは主要な事業の 55 ページに書いているということを示しているものであります。

多重防災型まちづくりについては、小川委員から御指摘いただきましたように、2 つ目の項目、多重防災型まちづくり推進事業には複数の事業がぶら下がりがちで、ポツで「多重防災型まちづくり計画策定支援事業」、3 つ下には「復興まちづくり支援事業」がぶら下がっております。さらに、16 ページにも、上から 3 つ目に「海岸保全施設等整備事業」、さらに下から 2 つ目に「津波水門等電動・遠隔化促進事業」、さらに「まちづくり連携道路整備事業」、次のページの「防災型シンボルロード整備事業」、「公共団体区画整理事業」、1 つ飛びまして「避難ビル兼用複合型集合住宅整備事業」、さらに下にいきまして「防災文化醸成事業」等の事業がぶら下がっているものであります。

次に、戻っていただきまして、15 ページのところでありますけれども、上から 3 つ目に「(仮称) 放射性物質総合対策事業」とございます。この表の矢印でありますけれども、昨日御意見をいただきまして、基本計画と整合性を図るということで、H25 までの矢印としたいと思っております。現在 H26 以降にも伸びてございますが、H25 までの短期的な取組として実施し、次にローリングをかけていくと。放射性物質の飛散状況あるいは実害状況、風評被害状況などにより、これらについては見直しが必要な項目にならうかと思っておりますが、現段階では 3 年間の取組としたいと思っております。

このように事業が決まっていないものについて、現在検討中のものなどについては一部(仮称) というような事業もございます。

表の見方は以上であります。具体的な項目について幾つか御説明申し上げたいと思っております。

また、昨日の意見でいただいたところがございまして、修正箇所を併せて御報告申し上げます。47 ページでございます。総合企画専門委員会から御指摘をいただきましたものが下から 3 行目、3 番目の「(仮称) 国際研究開発拠点形成促進事業」であります。これについては事業概要のところ「国内外の研究者ネットワーク」とありますが、これに「国内外の大学等研究者ネットワーク」と、「大学等」を入れたいと思っております。さらに、海洋研究拠点の部分、一番下の行でありますけれども、これも事業概要のところ「産業復興を支援するため」の次に「地域の大学等と連携し」という文言を追加したいと思っております。

同様に、48 ページの下から 2 つ目、「(仮称) いわて発研究開発シーズ戦略的育成推進

事業」のところで、「震災からの着実な復興を目指し、大学等の有望な研究シーズから」と、「大学等」いう文言を入れたいと思います。あと事業主体についても、今見直しをかけておりまして、海洋研究拠点について、先ほど申しました国についても追加を検討して文言整理したいと思っております。

以下、主な事業について幾つかかいつまんで御説明申し上げます。災害廃棄物緊急処理支援事業、55 ページでありますけれども、ここで主要事業の見方を御説明申し上げます。55 ページのNo.1 災害廃棄物緊急処理支援事業ということで事業目的、事業主体、事業概要、実施期間、イメージ図という構成になっております。今回の廃棄物処理事業につきましては、事業主体は県、市町村です。事務委託を受けた市町村の分も県が行うというようなことも含め、廃棄物処理のイメージ図を示しています。仮設焼却炉を海上輸送し、太平洋セメントあるいは内陸のクリーンセンター、第2クリーンセンターで処理するというようなイメージ図が書いてございます。

56 ページが多重防災型まちづくり推進事業で、先ほど御指摘いただいたように多重防災型まちづくりというのはこのような事業、多くの事業で構成されているということになります。

次に、59 ページが三陸鉄道復旧整備事業であります。これは国庫補助制度で行っており、復旧整備主体が三陸鉄道でありますけれども、県、国、市町村が補助等を行うというようなことが想定されるということもありまして、事業主体についてこのような記載しているものであります。

以下主な事業について記載しております。特に 62 ページが再生可能エネルギー導入促進事業でありまして、事業概要の中では仮称であります、再生可能エネルギー導入促進基金を造成するというようなことであります。

次に、64 ページが三陸復興道路整備事業でありまして、基本計画では復興道路の部分を書いておりますが、実施計画におきましては復興支援道路ということで内陸部からの沿岸部へのアクセス道路、復興関連道路といたしましては、防災拠点や医療拠点あるいは水産業等の港への道路などについても復興関連道路として具体的に記載しているものであります。

66 ページには、被災者台帳システム整備及び運用支援事業ということで、個々の被災者の状況について、個人情報に留意しながら必要なデータを収集して、データベースとするということで、一人の取り残しもなく支援を行っていくという考えであります。

次の 67 ページにつきましては、総合的被災者相談支援事業であります、これにつきましては昨日の総合企画専門委員会で実施期間の5年間の考え方について御指摘いただきました。これについては、復興期間の中期的な取組ということで、28年度までに修正したいと思っております。恐れ入りますが、実施期間を「27」から「28」に修正をお願いしたいと思います。

以下、様々な取組がございますので、御覧いただければと思います。主要な事業のさらに 82 ページのNo.26 を御覧いただきたいと思っております。共同利用の漁船の支援事業でありますけれども、現在共同利用の漁船の復旧対策事業を行っておりまして、これについては事業概要の中で(1)の負担区分イのところ県が9分の7、うち国負担が9分の3と記載しております。これは、県の補助率は9分の7でありますけれども、そのうち9分の3が

国負担という意味であります。同様に 83 ページも同じような表示がありますけれども、水産業経営基盤復旧支援事業につきましては、国の負担がまだ決まってないということもありまして、想定する国の負担率 9 分の 6 というようなものについても主要な事業の中で記載しているものであります。

主要な事業については以上でございます。よろしくお願いたします。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。今御説明ありましたように、復興実施計画のまず資料 5-1、概要について紹介してもらいました。大きな中身としては、「安全」、「暮らし」、「なりわい」となるわけですけれども、10 の分野に分けて、それぞれまた取組別に表記しているということでございます。重複して出ているものもありますが、実質的には 354 でしたかね、の事業として整備されているということでございます。実施年度等の表記もありますが、色々ロードマップ、工程表という形で整理されています。その中で、とりわけ皆さん御関心ありそうな 43 事業についてはそれぞれ 1 ページ以上の、このような形で事業推進の中身が事業主体も含めて表現されております。何か御質問、御意見ないでしょうか。「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生というのが大きな三本柱で、それぞれ、色々ございますが。御質問あれば、感想でも、このように受けとめたということがあれば。

沿岸被災地からは今日は野田委員が首長さんを代表してお越しですけれども、何かお考えの点ありましたらお受けできればと思います。

○野田武則委員 被災地は私だけということで、ただ今日は復興計画、実施計画ということでございますので、大変恐縮なのですが、特に何も申し上げることはないといえますか、よく短時間の間にこうした細部にわたって詳しくお考えになられて取り組まれたということは大変素晴らしいのではないかなと思っております。ですから、計画に対しては何も申し上げることはございません。

ただ、運用面というのですか、これは、我々現場の方から言うと、要は計画は計画、現場は現場という温度差があるわけございまして、県はまだそれでもいいのですが、国の方になると全然温度差が違ふという状況なものですから、いわゆる計画というのはそういうものだという前提で我々の方は理解をしていかなければならないと思っております。ですから、計画として提示されたものについては何も言うことはないし、できるだけ実現が図られますようによろしくお願いをしたいということでございます。ついでに申し上げたいのですが、冒頭先生から非常事態だという話があって、やはりその気持ちと申しましょうか、原則というか、そこはやっぱり大事だと思っております。ですから、様々、計画に盛られていますが、その運用面に当たっては、よく我々は国の方にもうちょっとスピード感がないとか、あるいはもっと柔軟にとか、決められたことそれしかできないのかと文句を言うわけですし、逆に今度は住民の皆さんが市の方にもっと役所は柔軟になれと言うわけですよ。そうすると、市は今度は県の方にそれを言う。同じことをたらい回しにしているわけでございますので、そういう面では、運用面に当たりましては、そのとき、そのときの状況とか、そうしたものによく対応していただければありがたい。要は、計画として掲げたから、これは動かせないとか、計画の中身はこうだから、これではどうしようもないとか、そうではなくて、その状況、状況に合わせて、その辺柔軟に対応して、地域の期待にこたえられるような形として運用していただければありがたい、これが第 1 点でございます。

それから、2つ目でございますが、主な事業ということでここに掲げられていますが、特に今、避難場所が集約されて、仮設に入られていますが、がれきの撤去の事業なんかは本当はもっと早く具体の期限というものを出すべきだと思います。

それから、先ほどもお話ありました多重防災のまちづくりということなんかは、もう今はその段階に来ていまして、我々は2回も3回も地域をめぐりながら、ここには橋かけようとか、ここは人が住まない場所にしようとか、この山を削ろうとか、そんな話を地域の皆さんとかんかんがくがくと議論をしているわけでございます。そのときに一番スタートになるのが防波堤とか防潮堤の高さをどこに持ってくるかということで、これによって全然話が変わってくるわけございまして、そこの原点の部分がまだ明確でない。先ほど県土整備部長から、今シミュレーションをしながら決めているのだという話がありましたが、まさにそこのところを早く決めていただく必要があります。実は、これは県が決めているのだというふうになっているようでございまして、そうであるならばそこら辺のところを県の方できちんといつまでにほかの地域の高さをこのように決めるとか、明言をしながらその地域の皆さんが次の段階に入れるようにすべきだろうと、こう思っております。

要は、県がやるべきところはきちんと期限を定めながらやっていくと。当然市町村がやるべきものはそれに応じながらやっていくと。国と県と市町村の役割をきちんと明記したような、そういうスケジュールというのがあれば非常にスピーディーに事が運ぶのだろうと考えます。だれがどうやって決めて、どこでどうなのだということが全然わからないままみんな一生懸命頑張っていまして、そういう意味では無駄とは言いませんが、非常に非効率的な部分がございます。ですから、要は岩手県では12市町村ですね、被災しているところは。要は、12しかないのですよ、12しかないと言ったら怒られるかもしれませんが、要は岩手県の沿岸の12の市町村が被害をこうむったわけですから、その現場に合わせてもらえればいいわけなのです。何も立派なことを要求しているわけではなくて、そこのところを御理解いただきながら、今必要とされるものについてきちんと責任の所在を明確にさせていただいて打ち出していいただければ、非常に助かるということでございます。

もう少しで震災から5カ月ということでございます。先ほども申し上げましたとおり、皆さんのおかげをもちまして何とか少しずつ生活が安定といえますか、落ち着きを取り戻しつつあります。仮設の中での生活の、これからの安定ということが課題になってきています。先ほどボランティアとか、様々な課題があるわけでございます。お手伝いをしたいという気持ちは十分わかるわけでございますけれども、多過ぎることがあります。こっちからも同じようなサポートしてあげる、こっちからもサポートしてあげると、同じところに2つも3つも同じような協力してくれる方々が集まってしまうというふうな部分もございまして、その辺これから、ボランティアの皆さんも含めてなのですが、どのように交通整理をしながら、その場所に本当にふさわしいお手伝いは何なのかというふうなことをやっていかななくてはならないなと思っております。それが我々市町村の役目なのか、そういったところを県でうまくやってくくださるのか、そこはちょっと何とも言いようがないのですが、少なくとも今の段階では何とかやりくりはしていますが、これから1年、2年という間の中で、そういった交通整理というのは必要なのかなというふうに思っていました。

それから、これはお願いでございますが、本当に後方支援という形でいろんな地域の皆さんにお世話をさせていただきましたし、今でもそういったところにたくさんの方が常駐して、例えば盛岡とか、花巻とか、遠野とか、そういったところに全国からたくさんの方が来ていると思います。そこを拠点にしながら沿岸の被災地に来ていただくということでございますが、ただ、朝晩の被災地に来る交通量が多くて、朝はすごい混雑して、また夕方になると皆さん拠点に帰っていくのです。4月から見ると大分よくなりましたけれども、本当に3月、4月は大変でした。被災した地域ですから車はないはずなのですがけれども、車が渋滞して、救急車とか、消防車とか、緊急車両がなかなか思うように通れないというような状況もありました。今は大分よくなりましたけれども、そういう状況もございまして、支援して下さる方は本当にありがたいのですが、そうだったらちょっと別なやり方もあるのかなとも感じていました。ずっと後方を拠点にするのもいいのだけれども、そろそろ前衛といいますか、前線基地で、長時間かけてわざわざ来ていただかなくても、現場でこれからは拠点を設けてやるということも可能ではないのかなと、そういったところに何か新しい支援体制を設けてもらうのもいいのかもしれない。

いずれ、本当にボランティアの皆さんをはじめ多くの方々から御支援いただいて、何とか落ち着きを取り戻してきましたけれども、次の新しいステージ、今仮設に皆さん入られまして、次の新しいステージに入っているという状況の中での課題を、今ちょっと具体的には言えないのですが、これから出てくるだろうと思いますので、ぜひこちらの会議でもそういった点を含めながら協力していただければありがたいと、このように思っております。

重ねてですが、この基本計画と実施計画は本当に素晴らしいと思っております。何も言うことはございません。ただ、運用面でぜひよろしく御協力をお願いいただければありがたいと思います。

○藤井克己委員長 どうもありがとうございました。計画は素晴らしい、ただ絵にかいたもちに終わらないようにということだと思います。計画倒れで終わらないようにということです。

何か県の方からあればお願いします。

○若林県土整備部長 今の防潮堤の高さ、防災のまちづくりをする際に、それが基本になるというお話がありまして、これは県で検討して決めることということになると思います。よって、今県でそれぞれの市町村と相談しながら高さについて検討を加えているところがあります。

12市町村なのですが、湾々、それから地区地区が、実施計画の中にありますが、策定するだけでも、主立ったところだけでも53地区あるのです。加えて、そのほかに色々な集落までありますので、これの連携というか、同じ高さとか、そういう計画調整結構多々ありまして、そこに今、時間をかけている、かかっているということもあります。

それから、非常に極めて重大なことがあります。全く今の浸水域を利用しないという話であれば何ら問題ないのですけれども、大きな市街地では、やはりどうしても今の浸水域を利用せざるを得ない。そこで、非常に職員も悩んでおるのは、先ほど御説明をいたしましたけれども、資料2-2の4ページにあるのですけれども、ここ一番下にまちづくりソフト対策ということで、先ほど御説明いたしましたようにH₁、つまり今回の東日本

大震災津波というのはかなり巨大地震津波だということで、既往最大の部類に入ってくるということなのですが、既往第2位の津波を基本にしましょうということで進めているのですが、これでは浸水区域の土地利用がかなり極めて制限されるというところが出てくるのです、南部の方が特にです。よって、このタイプB-1、1.5 というものについてどこまでやれば背後の市街地がどこまで活用できるか、利用できるかということは今、色々な形で検討しているところであります。つまり、H₁ でいきますと決めれば、それで決めれるのですが、背後のまちの土地利用を考えたときに、ここが一番悩ましい状況になります。そういうことで、今、合意形成に時間を要しているということ、今の検討状況がそういうこと、それから課題がそういうことだということ、それを御理解賜りたいと思います。いつまでやるかということではあります、9月には災害査定がどんどん入ってまいりますので、それまでには、次回8月9日に、もうすぐですが、第5回の津波防災技術専門委員会がございまして、9月5日に第6回も予定されております。その2回ほどですね、大まかな地区の高さについて見通しを立てたいというふうに思っております。順次8月、9月に今までも進めてまいりましたけれども、市町村とそういう合意形成の調整を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○藤井克己委員長 主として技術的な問題かなという御回答でした。

では、お願ひします。

○工藤環境生活部長 環境生活部長の工藤でございます。がれきについてもっと具体的なプランを出すべきではないかという御指摘でございました。

災害廃棄物、がれきの処理につきましては、復興の第1ステージだということで、県も市町村と連携しながら積極的に取り組んでいるところでございます。ただ、最終的な処理先ということを確認するのが非常に大きな課題になってございます。

太平洋セメントの大船渡工場が11月に本格的に稼働するという、あと仮設の焼却炉の建設、そういったものについても今鋭意検討しているところでございます。

また、他県での処理ということで広域調整に積極的に取り組んでいるところでございます。ただ、ちょっと課題として挙げられるのが肉牛なんかでも問題になってございますが、放射性物質の話が今広域調整を行うに当たりまして若干出ておまして、これについては国の方できちっとした基準のようなものをつくっておらないということも一つの要因でございまして、それは国の方に働きかけてございまして、そういった様々な課題も調整しながら、今月中には詳細な計画を取りまとめるということにしてございまして。そういったことにつきまして、市町村の皆さんと一緒に早期処理に向けまして取り組んでまいりたいと考えてございまして。

○藤井克己委員長 小田島保健福祉部長お願ひします。

○小田島保健福祉部長 保健福祉部でございます。ボランティアの関係のお話でございましたが、確かにお話にありましており、市町村によってはかなりボランティアの方が集中したり、あるいはそうでなかったりというアンバランスが生じている実態があるようでございます。それで、この前、県レベルの関係団体が集まった会議の中で、どれぐらいのニーズがあるのかということや、どういうボランティアだとかNPOが入っているのかということについて情報共有をした方がいいのではないかと、そういう仕組みをつくれればそういう交通整理がある程度やりやすくなるのではないかと御提言を頂戴したところで

ございますので、県として社協とも連携しながらそういうボランティアあるいはNPOの入っている状況だとか、あるいはニーズの状況についての情報共有の仕組みを色々検討したいと思います。

あとはそれぞれの市町村の中でボランティアの受入を調整するような二重の仕組みでできないかということは今検討しているところでございます。

それから、宿泊施設が発災当初はあまり沿岸で確保できなかったものですから、どうしても内陸の方からシャトルのような形で支援することになったわけではありますが、今はかなりの部分の沿岸地域で宿泊施設の確保もできてきており、現地に滞在してのボランティア活動が可能な状況になり始めておりますので、そういうことについても十分情報発信しながら対応するような形で努めさせていただきたいと思います。

○藤井克己委員長 3つの点について関係の部長から回答いただきましたが、途中で触れられた県と市町村の役割分担あるいは責任明確化してやるべきことはやるのだというような、そういう御発言がありました。何かそれに関してはよろしいですか。

補足をお願いします。

○野田武則委員 国と県と市町村との関係といいますか、これからも密接な連携を深めながら取り組んでいかなければなりませんので、その点についてはどうぞよろしく御協力お願い申し上げたいと思います。

1つだけお願い、お答えは要らないのですが、お願いをしておきたいと思いますが、今どうしても放射能とか稲わらの問題で色々新聞等で騒がれていますが、我々の自治体の方からすると、がれきのこれからの撤去あるいは焼却というところで非常に心配をしております。今は特に、先ほどのお話のとおり、特に問題ないと、基準値におさまっているということでございますが、最終的には県外にお願いをするという形になった場合の飛灰の管理方法とか、費用の問題とか、そういったところに色々問題が出てくるのかなとちょっと心配をしまして、その点、県できちんとした協力といいますか、対応のお願いをしておきたいなど。それがあればこれからの撤去の仕方についても非常にスムーズにいくのではないかと考えていました。その辺が今危惧されている部分でございますので、お答えは要りませんので、ひとつ要望という形でよろしくお願いしたいと思います。

○藤井克己委員長 事務局で回答できますか。

○工藤環境生活部長 可能な範囲内で回答させていただきたいと思います。

焼却した後に出る灰の処分の関係でございます。灰については、飛灰と主灰。飛灰というのは「すす」ですね、上に上る灰。主灰というのは下の方にたまる灰です。これについては、キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば最終処分場に持ち込んで、一定の管理のもとに埋め立て処分ができるということで国から通知ではなくて、事務連絡が来てございます。

課題といたしましては、あくまでもこれは事務連絡ということで全体を取りまとめたスキームというものがまだ示されていないというふうな課題がございます。

また、広域処理、要するに他県に持ち込んだ場合にどういうふうな課題が生ずるかということになるわけでございますが、灰にしますと放射性物質の濃度が10倍以上になってしまいます。要するに圧縮されますので、だから高いということで、他県でも引き受けた方がいいが、それらの処分に困るという状況がございまして、また先ほどもちょっと触れま

したけれども、他県で処理する場合の基準というものをまだ国が示せてないというふうな状況がございまして、今、いろんな県と協議させていただいておるのですが、国の基準がはっきり示されていないということなどが理由となりまして、若干協議が停滞しているというふうな状況等もございまして。国に対しては引き続き全体スキームを含めた明確な方針を出してほしいということ、それが示し得ないのであれば、国が処理してくれということに従前より強く申し入れているというような状況でございまして。

○藤井克己委員長 どうもありがとうございました。廣田副局長お願いいたします。

○廣田復興局副局長 国、県、市町村の役割分担のお話も出ました。資料4の53ページを御覧いただきたいのですが、もちろん国、県、市町村ははっきりとした役割分担は備わっているものではありますけれども、大半は今回の被災は国の財源いかんによるものというものが結構多うございまして。我々としましても、発災直後から国の財源あるいは制度について変えてもらわなければならない、予算措置してもらわなければならないものについては、資料に書いておりますとおり、事あるごとに要望してきていました。そして、繰り返し、実現に至るまで何度もやっているものもあります。

参考資料1、これは直近の要望でございまして、参考資料1「東日本大震災津波に関する要望書」ですが、8月3日に知事が国に要望したのもございまして、こういう形で間を置かず国に対しては強く要望をしております。

また、市町村と県との役割分担といいますか情報共有、私ども事務ベースでは様々県の考え方とか、事務的な取り扱いについては市町村にお出ししておりますけれども、必ずしも首長さんの方まで届いていないようなものも結構ございまして、それはやっぱりしっかりと届けてほしいなということで市長会の事務局あるいは町村会の事務局を通じて首長さんに必ず届けましょうというようなことでルール化を進め、本当に情報共有を図るというような仕組みづくりを始めておりますので、その辺でひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

千葉議員さん。

○千葉伝オブザーバー オブザーバーで、県議会議員の千葉です。先ほどからの話の中で、県、市町村、国と、こういう組織的なもの、あるいは先ほど野田市長さんからも現場の方の話がありました。私ども議会の方でも災害対策特別委員会をつくって、これまでも直接現地に出かけて、12市町村の首長さんあるいは団体、漁業関係者、多くの方々から様々な御意見を頂戴しました。そういったものも取りまとめ、政策提言として、今日、資料として示させていただきました。

言いたいのは、先ほどから話があるとおり、この中身、今回皆さんにつくっていただいている計画、これは私は文句を言うということではないのですが、これを進めていくやり方として、できるだけ私どもの県議会としては何をやるにしても、まず先立つものということで、先ほど話がありました、災害対策特別委員会としての提言をまとめた上で佐々木委員長と知事に対し、早速すべての事業等が実施される前に必要とされる支援が行き渡るような十分な予算をまず確保、これが大前提ではないかなと、こういうことを申し上げました。そういうことがなければ、傍からスピード感がないとか、さっぱり物が進まないとか、そういうようなことが言われてしまう。先ほど基準の話もありましたけれども、沿

岸の市町村がぜひこういうことでこういうふうにしてやりたいのだという提案をしても、県では、ちょっと待って、それはまだ国の方から示されていないからということになり、こういうことで途中でストップしてしまう。そういうことがかなりあるのではないかと感じました。

そういったことから、先ほど来お話があります通り、早くそういったスピード感を持った施策を展開する必要があります。それにはやはり、きちっと国の方がこれに必要な予算の措置を確保するということが必要です。先ほど知事が国への要望を行ってきたということも話されましたが、そういうことも私はもっともっと必要ではないかなと、こういうふうに思います。

それから、実施計画は、これは当然こういう事業をやるといった場合に、市町村がこれを参考にして進めると、こういうことでありますけれども、書いている中身の部分についてはかなり私は進むと思います。実際には事業に採択されない、あるいはぎりぎりのはざまのようなもの、こういったものがまだまだ私はこれから出てくるのではないかなと、こう思います。そういったものに対する対応というものが、それがやっぱり先ほど来お話に出ている柔軟な対応の仕方だと、こういうことが求められるのではないかなと考えます。そのためには、やはり特区という話の一つあります。これは、もっともっと認めてもらうようなやり方をすべきではないかなと、そしてそれが岩手ならではというか、あるいは岩手の沿岸の振興を図っていく、そういったものが十分生かされるような取組が必要ではないかなと、こういうふうに思っております。そういった意味では、規制の緩和についても、ぜひ国に対し、いち早く岩手にも、ということでやっていただければなと、こう思っております。

いずれにしても同じ県民である沿岸の地域の人たち、それはとりも直さず内陸の方からもしっかりとそれを支援していくと、こういった内容もぜひ必要だろうと、こう思ったところであります。

以上です。

○藤井克己委員長 回答を求めるということではなかったですね、皆さん等しく感じるところだと思えます。実現するためには予算の裏づけというものが必要になりますし、この辺は国に向けて働きかけていくと、これからまた正念場になってくると思えます。特区という形で、規則をある意味では緩和して、適用を広げる、柔軟に対応する、そういった考え方も必要になってくると思えます。何か他に指摘のすべき点ありますでしょうか、よろしいでしょうか。御指名はしませんが、よろしいですか。

どうぞ、元持委員。

○元持勝利委員 3月11日に被災になりまして、企業によっては一時解雇あるいは失業というようなことで、そういう人たちは失業保険をもらって暮らしております。あと一、二カ月しますとその期限が切れるという時期になります。その人数がどのぐらいになるかわかりませんが、これに対する対応というのは何かお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

それともう一つは、学校が廃校になっていますね。その廃校の場所を宿泊施設にうまく利用できないのか、教室を2つに、あるいは3つに分けて、泊まれるような工夫ができないか。衛生面ではちょっと難しいのかもしれませんが、そういうようなことを考え

てみたこともございまして、この点について、どう考えておられるか。

以上でございます。

○藤井克己委員長 御回答いただけますか。

齋藤商工労働観光部長、お願いします。

○齋藤商工労働観光部長 商工労働観光部の齋藤です。1点目の件についてお答えいたします。

津波によりまして、多くの事業者が操業停止になりまして、解雇という形で労働者を処遇せざるを得なかったという状況になっております。現在、この11月ぐらいまでは雇用保険でつなげるという見込みがございしますが、その後は雇用保険が切れていくということです。県では、既に4月と6月の議会で緊急雇用創出基金というのを120億円ほど準備いたしまして、つなぎ雇用を自治体で作りまして、一部の自治体はこれらの雇用についてはすべてそれをお引き受けするという準備をしています。現在は大体1万人分の雇用を用意してまして、市町村、県も含めまして5,000人ぐらいの雇用を創出し、3,000人ぐらいの方がもう既に雇用されているのですが、このように雇用の準備をしています。

それから、厚労省の方でもここは非常に重要に思っておりまして、緊急雇用基金につきましては、3次補正で積み増しを考えるという話ですので、つなぎ雇用という形で当面はしのいでいけると思いますが、私たちは何と言っても事業所そのものが復活いたしまして、早く経済活動を始めていかなければならないということを重視しております。復興計画にも書いておりますが、中小企業のための融資制度、それから補助制度、それからもう一つは中小企業基盤整備機構というところで仮設店舗、仮設工場というものも準備しております。こういったものを含めて一刻も早い産業活動の再生、再開に向けて取り組んでいるところであります。

○藤井克己委員長 教育長、お願いします。

○菅野教育長 教育委員会でございます。お話のありました、いわゆる廃校の利用でございしますが、例えば旧宮古高校川井校については盛岡市のボランティアセンターとして活用していただいている例もございしますし、沿岸においてはそれぞれの廃校施設を物資の集積所ですとか、そういった避難施設として御利用いただいているところもございします。ただ、一方でそういった施設についての耐震性の問題もございしますので、そういった点をクリアしながら、そういう既存の施設の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

○藤井克己委員長 どうもありがとうございました。何かほかに御意見等ありませんでしょうか。よろしいですか。

「なし」の声

○藤井克己委員長 それでは、御意見がないようですので、全体の議事をまとめます。まず前段ですけれども、資料3-1にあります復興基本計画、既に6月に原案取りまとめたものですが、本日パブリックコメントを受けての修正等ございました。また、今日の御意見を受けまして、多重防災型のまちづくりの記述については、少し修文が入るかもしれません。

それと後段の実施計画事業としては354ほど盛り込まれておりますけれども、大筋この内容についてポイントを御説明いただきました。この基本計画と実施計画の方向性について、来週、県議会臨時議会で取り上げられると思っておりますが、この内容についてお認めいた

だけですでしょうか。

「異議なし」の声

○藤井克己委員長 ありがとうございます。それでは、この方向性でもって来週の議会に臨むということをお願いしたいと思います。

それでは、本日の委員会で、復興計画について本委員会の方針出されましたけれども、本日出席の上野復興局長から何か所感等をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○上野復興局長 復興局長の上野でございます。本日は復興委員会の御審議ということで、委員の皆様方御多忙のところをお集まりいただきまして、精力的な御審議をいただきましてまことにありがとうございます。

昨日、総合企画専門委員会で既に多方面から、専門家の方々から御意見をいただいております。今日も貴重な御意見を幾つもいただいております。1つは、表現そのものについての御意見であったと思いますけれども、多重防災型まちづくり、小川委員から御指摘ございまして、誠にもっともな御指摘だと思いますので、その辺はさらに詰めていきたいと思っております。

それから、総括的に申し上げますと、運用面についての強い改善を求める、あるいは今後の留意点についてのお話が幾つか聞かれたかと思っております。スピード感というお話、非常時であるということ忘れるなというお話、平山委員からいただきましたし、関連するかと思っておりますけれども、千葉議員からは予算をきっちり確保する必要性、それからやはりスピード感が大事だということ、新たな提言を色々やっていくという御指摘をいただいております。誠にもっともだと思っております。

それから、野田委員から運用面について、県の計画は非常にいいのだけれども、運用面において、弾力的なといいますか、地域に役に立つような、そういうスピーディーな対応をきっちりしていただくということを強く望みたいというお話がございました。私どもが常に念頭に、真っ先に置いておかなければいけない大事な点だと思っております。それ以外にもいろんな御指摘、御質問をいただきまして、これはすべて参考にさせていただいて、文案はもちろんのこと、今後の体制面についても、早急に検討を重ねていきたいと思っております。

まずは、今大きな方向性につきまして、委員の皆様方から御了承いただいたというふうに理解しておりますので、文言等につきましては委員長と御相談申し上げて、この委員会の御意見を踏まえた形での案をできるだけ早く、来週早々にまとめたいと思っております。その上で、今お話ございましたように、議会にできるだけ早くお諮りをして、御議論いただいたうえで、早期に充実した復興基本計画、さらには実施計画を策定したいと考えております。大事なことはどう実行していくかということですが、着実に実行するためにも道しるべが必要であることから、道しるべとなる復興計画と復興実施計画を早く、いいものをつくり、そのうえでスピード感を持って一刻も早く岩手の復興がなし遂げられるように全力で努めていきたいと思っております。今後の運用面も含めまして、委員会の委員の皆様方の御指導をよろしく願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

4 その他

○小野復興局企画課特命課長 長時間の御審議ありがとうございました。その他でございますけれども、次回の開催の予定等につきましては、現在まだ未定でございますけれども、事務局で調整いたしまして、別途御連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

この際、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

5 閉会

○小野復興局企画課特命課長 それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会といたします。ありがとうございました。